

平成30年度第1回杵築市伝統的建造物群保存地区保存審議会  
—議事録要旨—

<開催日時>

平成30年7月3日(火) 13時30分から

<開催場所>

杵築市文化体育館 ミーティング室

<参加者>

	所 属	氏 名
委員 (10名)	大分大学兼別府大学 名誉教授	豊田 寛三
	奈良女子大学 教授	藤田 盟児
	石垣技術研究機構 代表	高瀬 哲郎
	鹿児島大学大学院 准教授	小山 雄資
	北台区長	山本 政春
	南台東区長	穴見 隆宣
	南台西区長	今井 裕光
	杵築市文化財調査委員	神田 收
	杵築市文化財調査委員	杉安 嘉正
	杵築市城下町地区まち並みづくり建築審査会長	有田 頼正
オブザーバー (1名)	大分県教育庁文化課文化財班	今井 貴弘
事務局 (6名)	杵築市教育委員会教育長	清末 陽一
	杵築市教育委員会文化・スポーツ振興課長	緒方 幸茂
	杵築市教育委員会文化・スポーツ振興課文化財係長	有田 和弘
	杵築市教育委員会文化・スポーツ振興課文化財係主査	阿南 雅希
	杵築市教育委員会文化・スポーツ振興課文化財係主事	真川 大貴
	杵築市政策推進課都市計画係係長	金高 東清

<欠席者>

	所 属	氏 名
委員 (2名)	神戸芸術工科大学大学院 教授	小浦 久子
	熊本大学大学院 教授	伊東 龍一

<傍聴人>

0人

<内容>

1. 開会

定足数について報告。

大分県教育庁文化課文化財班 今井貴弘氏オブザーバー参加。

傍聴人なし。

2. 挨拶

清末教育長、文化・スポーツ振興課長、穴見会長より挨拶。

3. 報告

(1) 平成29年度第2回杵築市伝統的建造物群保存地区保存審議会要旨について  
(事務局)

保存計画ガイドブック及び許可基準運用の考え方について、前回の保存審議会において一部修正があったため、修正したものを説明する。

【質疑・応答】

(委員)

修理基準はガイドブックのどこで説明されているのか。

(事務局)

修理に関しては、履歴等を調査し建物の原状にあった形に時間をかけて行なうしかない。このガイドブックは、特定物件以外のものが建てられようとした場合の説明であるため、それ以外の細かいところはこれ以外で対応させていただく形になる。

【結果】

事務局案で承認。

4. 議事

(1) 北台仲井家土塀（特定物件）の修理について

(事務局)

土塀修理の工法や範囲の説明及び過去の記録や報告書等を説明。

【質疑・応答】

(委員)

土塀を壊す際には、逐一写真を撮り、どのようにして作られているのかを記録に残していかなければならない。

家老丁の表通りに漆喰が残っているところがあるので、当時は漆喰であったところ

となかったところがあるのではないか。そこをしっかりと調査してもらいたい。

また、漆喰が塗られると瓦の裏に漆喰が付くことがあるため、瓦を外す前にあるいは外した際に漆喰が付着しているかどうかの調査をお願いしたい。

(事務局)

しっかりと調査していきます。

**【結果】**

事務局案で承認。

指摘された点に関して、しっかりと調査し記録として残していく。

(2) 南台後藤家石垣（特定物件）の修理について

(事務局)

所有者からの石垣修理の要望があり工法や範囲を説明。

**【質疑・応答】**

(委員)

ニードフルマットとは。ニードフルマットが見える状態になるのか。

(委員)

ニードフルマットは吸い出し防止材という水だけが浸透していくもの。吸い出し防止材の上に土をのせて、芝をはるなどすれば直接水がかからない。

(委員)

積み直す際に、現状の状態（明治時代後期の修復）で積み直すのか、あるいは復元として江戸時代の積み方で直すのか、どちらでいく予定か。

(事務局)

今回の場合は、幅数メートルの上部のみのため不安定な部分の石垣を江戸時代の積み方で安定させるように積み直す計画です。

**【結果】**

事務局案で承認。

## 5. その他

(1) 杵築市伝統的建造物群保存地区保存審議会専門部会の設置について

(事務局)

必要な調査研究をするため審議会に専門部会の設置を予定している旨を説明。

**【質疑・応答】**

(委員)

このような委員会において、区長等は専門的知識がないため委員になってもよいのかという疑問がある。区から必ず一人という規定があるのか。

(事務局)

杵築市伝統的建造物群保存地区保存条例では、関係地域を代表する方という規定に

なっている。

(委員)

区長ではなく、ある程度プロの方のだれかが継続的になってもらう方がいいのではないか。

(委員)

区長が良いという理由の一つとして、地域住民のことをよくわかっているという点がある。住んでいる方や所有者の方など、修理を希望される方の事情を何も知らない専門家だけで話を決めてはいけないと思う。

保存会有一些地域は保存会の会長が代表となっているがそうでない地域では、住民を代表される方に入ってもらっている形をとっている。

**【結果】**

事務局案で承認

## 6. 閉会